

第2章 税制改正等のお知らせ

令和5年度から適用される主な税制改正

◆ 個人の市民税

○ 住宅ローン控除の延長・見直し

- ①住宅ローン控除の入居期限が令和7年12月31日までに延長されました。
- ②個人市県民税の控除限度額について、前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）から5%（上限97,500円）に引き下げられました。

※②について、平成26年4月から令和3年末までに入居し、かつ、消費税率8%または10%で契約した人や令和4年末までに「特別特例取得」に該当する住宅に入居した人は、前年分の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（上限136,500円）を適用します。

「特別特例取得」とは、消費税率10%が適用となる住宅の取得等で、注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末までに契約締結されているものをいいます。

○ 給与所得者の扶養親族申告書および公的年金等受給者の扶養親族申告書の変更

退職手当等を有する一定の配偶者および扶養親族の氏名等を記載し、申告することになりました。令和5年1月1日以後に支払われる給与等および公的年金等について適用されます。

○ 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡による長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長

適用期限が3年延長されました。

◆ 軽自動車税

○ 種別割のグリーン化特例（軽課）の延長・見直し

種別割において、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（軽課）」。平成27年度創設。）について、より環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限が3年延長されました（令和8年3月31日まで）。

また、営業用乗用車について、その適用対象車を段階的に重点化されました。

	特例割合	適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
	50%軽減 (営業用乗用車のみ適用)	2030年度燃費基準90%達成→令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長されません。
	25%軽減 (営業用乗用車のみ適用)	2030年度燃費基準70%達成→令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長されません。

○ 環境性能割の税率区分見直し

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分が令和5年12月末まで据え置かれました。2035年（令和17年）までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度が3年間で段階的に引き上げられました。

【自家用乗用車】

【現行】

【改正後（令和5～7年度）】

※令和5年12月末までは現行の税率区分を据え置き

車種	税率区分	見直し前 (令和4年度)	見直し後 (令和6年1月～)	見直し後 (令和7年4月～)
電気自動車 天然ガス自動車 燃料電池自動車	非課税	達成度要件なし	達成度要件なし	達成度要件なし
ガソリン車 石油ガス車 ディーゼル車	非課税	2030年度燃費基準 75%達成	2030年度燃費基準 80%達成	2030年度燃費基準 80%達成
	1%	60%達成	70%達成	75%達成
	2%	上記以外または2020 年度燃費基準未達成	上記以外または2020 年度燃費基準未達成	上記以外または2020 年度燃費基準未達成

○ 特定小型原動機付自転車の車両区分の創設（令和5年7月1日施行）

道路交通法の一部改正により、原動機付自転車の区分に特定小型原動機付自転車（一定の要件※を満たす電動キックボード等）が新たに定義され、ナンバープレートが小型化されました。

※ 以下の要件全てに該当するもの

- ・原動機の定格出力が 0.60 キロワット以下であること
- ・長さ 1.9 メートル以下、幅 0.6 メートル以下であること
- ・最高速度が 20 キロメートル毎時以下であること
- ・特定小型原動機付自転車に必要な保安部品が装着されていること



令和5年度の主な税制改正について

◆ 個人の市民税

○ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同申告書について適用されます。

◆ 固定資産税・都市計画税

○ 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例措置について（令和6年度課税より適用）

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

取得時期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

特例割合：2分の1（課税後3年度分）

先端設備等導入計画に賃上げ目標を盛り込んだ場合 3分の1（課税後5年度分※）

※令和6年(2024年)度中に資産を取得した場合は課税後4年度分

○ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設(令和6年度課税より適用)

一定の要件を満たす区分所有のマンションが長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、家屋(居住部分に限る)に係る固定資産税が減額される制度が創設されました。

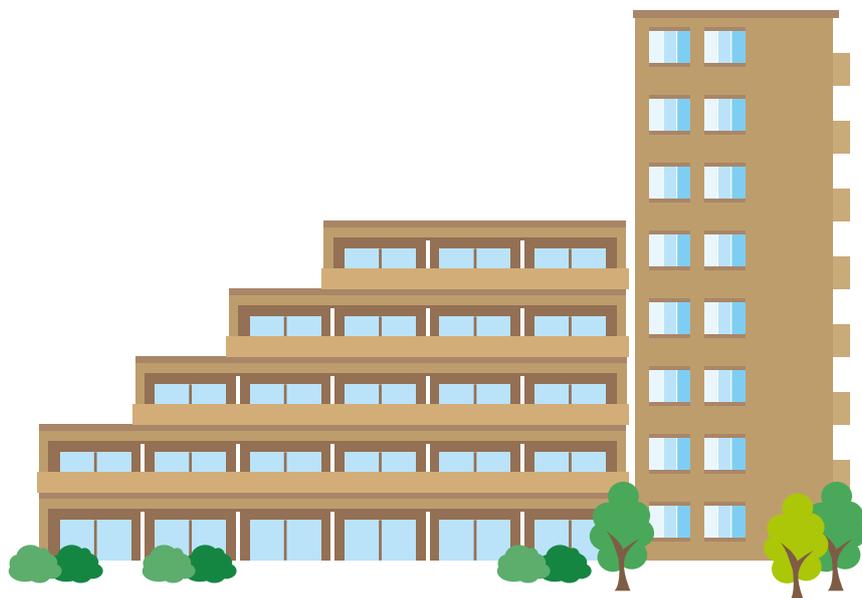
工事期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

減額割合：3分の1（工事完了翌年度分のみ）

対象要件：築20年以上経過している10戸以上のマンション

一定の大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施

長寿命化工事を適切に実施するために必要な修繕積立金を確保



◆ 森林環境税（国税）

○ 森林環境税の導入（令和6年度課税から適用）

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が導入されます。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人市県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収します。徴収された森林環境税は、私有林人工林面積や林業就業者数、人口の割合に応じ、森林環境譲与税として国から各地方公共団体に分配されます。

	市民税均等割	県民税均等割	森林環境税	税額の合計
令和5年度	3,500円	2,300円	—	5,800円
令和6年度	3,000円	1,800円	1,000円	5,800円

※東日本大震災を契機として行う防災施策に要する費用の財源を確保するための均等割引上げ（市民税500円、県民税500円の計1,000円）が令和5年度で終了するため、上表のとおり税額の合計は変わりません。なお、「市内に事務所・事業所または家屋敷がある人で市内に住所がない人」については、森林環境税はかかりません。

○ 森林環境譲与税の使いみち

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとされています。

伊丹市では、令和元～4年度の譲与税を、新庁舎整備事業における内装・外装の木質化等に充てました。令和5年度以降は、新庁舎整備事業の外構工事や公共施設等の木質化のために使用される木材に活用する予定としています。



マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

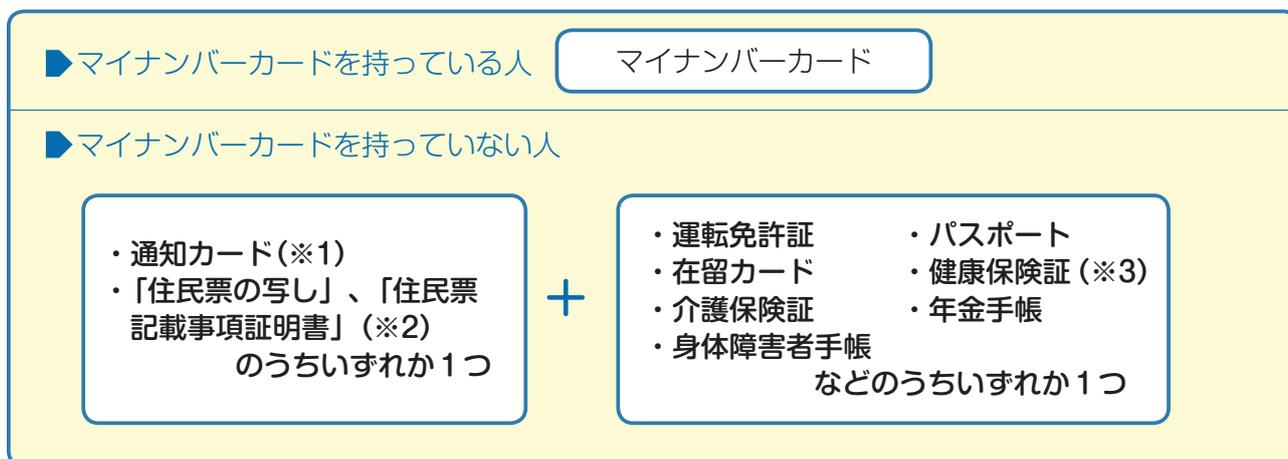
社会保障・税・災害対策分野での効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されています。

申告書などの税務関係書類を提出する場合は、個人番号や法人番号の記載が必要となります。

◆ マイナンバー利用事務における本人確認

マイナンバー利用事務において、本人確認（正しい個人番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認））を徹底しています。これは、なりすましの防止として、マイナンバーが間違っていないかを確認、申請者が本人であるかを確認するための重要な作業ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

マイナンバー利用事務について申請書等を提出する際には、下図を参考にいただき、必要書類をお持ちください。



(※1) 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

(※2) マイナンバーの記載があるものに限りです。

(※3) 郵送で提出の場合は、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

◆ マイナンバー等の記載が必要な主な税務関係書類

窓口でマイナンバーまたは法人番号の記載が必要となる主な税務関係書類は次のとおりです。

マイナンバーを記入する申請書等の提出の際には、本人確認が必要となりますので、マイナンバーカード等上記の必要書類をお持ちください。

なお、代理人が申請書等を提出する際は、代理人の身分証明書や委任状等も必要となります。

窓口担当課	事 務	マイナンバー等の記載が必要な 主な税務関係書類
市民税課	個人市県民税事務	市民税・県民税申告書
	法人市民税事務	法人市民税申告書
	軽自動車税事務	軽自動車税減免申請書
資産税課	固定資産税事務（償却資産）	償却資産申告書

